

# 庁内ネットワーク接続パソコン及びプリンタ（令和5年度更新分）

## 賃貸借仕様書

### 1 概要

本仕様書は機器選定仕様書に基づき、パソコン及びプリンタ賃貸借に係る仕様を定めたものである。

### 2 保守要件

#### (1) 保守業務の目的及び概要

本件導入機器が常に完全な機能を保つように、対象ハードウェア等の保守作業（障害発生時の原因切分け、故障部品の交換の復旧作業を含む。）を行うこと。

#### (2) 保守対象

導入機器に係る納入物品（ソフトウェア含む）のうち、特に指定するものを除きすべてを保守対象とし対応すること。

対象外となるものについては本整備仕様書及び選定仕様書に記載する。

#### (3) 業務範囲

以下の作業を落札業者の責任において確実に実施すること。

なお、以下に示す内容は必須条件であり、記載事項以外の内容についても本市業務に影響を与えないよう調整の上、必要に応じて実施すること。

ア 各種問合せ対応及び障害時対応を行うこと。

#### イ 問合せ窓口の設置

障害対応、ソフトウェア（OS/OA ソフト等）等の問合せ対応及び問合せ窓口を一本化すること。

#### ウ 障害対応時間帯

##### (ア) 受付対応時間帯

電話受付時間は、営業日（土・日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く、以下同じ。）の午前8時30分から午後6時までとする。

##### (イ) 保守作業対応時間帯（技術者の派遣対応時間帯）

原則として本市開庁日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

##### (ウ) 障害対応

上記（ア）による障害対応受付が行われてから翌開庁日までに設置場所に技術員を派遣し、速やかに作業着手すること。

#### エ 関係事業者との連携

障害時における連絡対応、調査を関係事業者と協力し行うこと。なお、障害の原因が関係事業者によるものである場合には、協力体制を構築し、本市を通じ当該業者への連絡を行うこと。

#### オ オンサイト対応

障害発生時はオンサイト対応とし、適切に部品交換を実施すること。オンサイ

トでの保守対応が不可能な部品がある場合には、予備品の保有等により迅速な復旧を実現すること。

また、必要に応じて疎通、動作確認を実施すること。交換部品についてはすべて無償で提供すること。障害時の部品交換により、ハードディスク等の記録装置を交換した場合は、復元が困難な状態まで、本庁舎内にて、本市職員立ち合いのもと、削除すること。

#### (4) 免責事項

本件保守業務に係り、本市による以下のような行為があった場合は、保守業者はその責を免れるものとする。

ア 保守業者の指示に反する機器装置等及びソフトウェアの用い方をしたとき。

イ 本市の都合により機器装置等及びソフトウェアに変更・改良を加えたとき。なお、変更・改良を加えることについて、あらかじめ保守業者に対して承諾を得ていた場合は除く。

#### (5) 前提条件

ア 保守の実施に際し、本市は保守業者に必要な範囲において施設、機器装置等の使用を認めるものとする。

イ 保守業務に要する器材（用具・工具・保守用交換部品等）及び技術員の派遣その他、業務に係る費用一切については、本業務に含まれる。

#### (6) 特記事項

ア OS 等の技術支援についても、本市からの依頼に基づき確実に実現すること。

イ 保守体制、サポート内容、サポート方法は、保守開始までに文書として提示すること。

### 3 契約形態

本件調達には4年間の賃貸借を前提とし、期間終了後は本市に調達機器の所有権を無償譲渡すること。

### 4 その他

本件を実施するうえで必要な費用は、すべて当該契約に含まれるものとし、追加費用は認めないものとする。

本仕様書に定めない事項が生じた場合、双方協議の上で対応することとするが、業務の目的に照らして明らかに必要と認められる作業については、保守業者の責任において実施すること。